

# 令和4年度第1回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時 令和4年9月1日(木)  
午後1時30分から  
会場 松本市勤労者福祉センター2階  
2-2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について  
(グループワーク)

4 その他

第4次松本市障がい者計画について

5 閉会

## 重層的支援体制の構築にかかる多機関協働及び生活支援のあり方について

### 1 趣旨

「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」など縦割りの制度や分野を超え、切れ目のない支援体制（重層的支援体制）を構築するにあたり、多機関協働及び生活支援のあり方について、調査審議をお願いするものです。

### 2 諮問事項

#### (1) 多機関協働のあり方

複雑化・複合化した困難な生活課題に対応するための各分野における専門職・専門機関等との連携や支援等のあり方

#### (2) 生活支援のあり方

これまでの松本市の地域福祉活動や公民館活動を踏まえた「新たな松本らしさ」による住民の集う場づくりや支え合いの関係づくりのあり方

### 3 背景

#### (1) 地域共生型社会について

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

#### (2) 縦割りの制度や分野を超えた切れ目のない支援体制について（資料1、2）

ア 複雑化・複合化した困難な課題について、調整する機関を新設したい。

イ 被相談者への支援は、新たな事業（「参加支援事業」「地域づくりに向けた支援事業」など）を活用し、伴走型の支援を行いたい。

ウ これらの事業を行う場合、既存事業の補助金等に加え、新たな事業を実施するための費用を一体化した交付金が一括交付される。

### 4 スケジュール

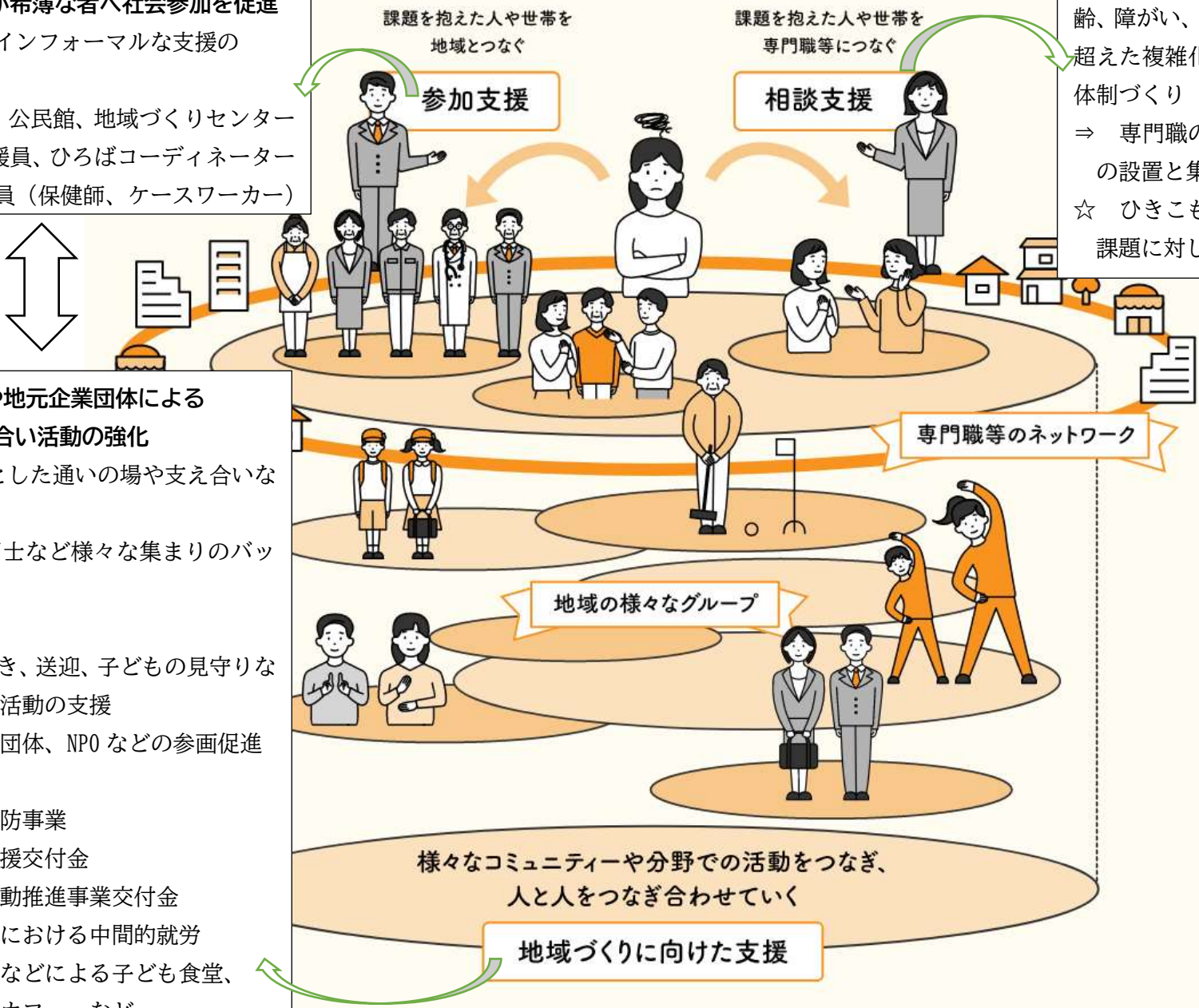
R 4. 5. 9	社会福祉審議会
～	各専門分科会へ付託、専門分科会で調査審議
5. 2	社会福祉審議会

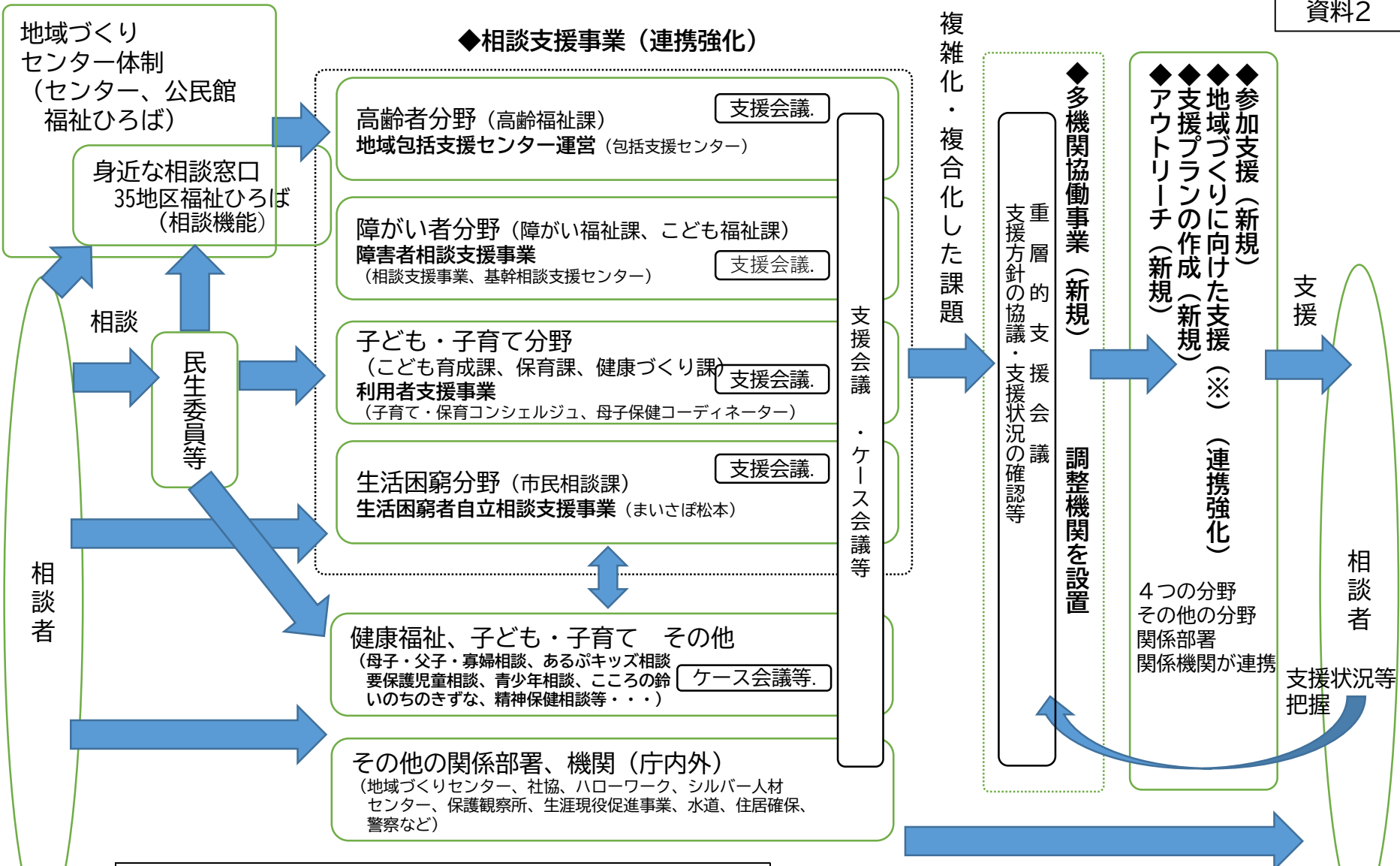
市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する

**社会との関係性が希薄な者へ社会参加を促進**  
 ◆地域の見守りやインフォーマルな支援のマッチング  
 拠点：福祉ひろば、公民館、地域づくりセンター  
 人材：地区生活支援員、ひろばコーディネーター、地区担当職員（保健師、ケースワーカー）

属性・世代・相談内容に関わらず受止める  
 ◆既存の窓口だけでは解決が困難な、高齢、障がい、こども、生活困窮など分野を超えた複雑化・複合化した課題への支援体制づくり  
 ⇒ 専門職の多機関協働による支援会議の設置と集中的な支援計画により支援  
 ☆ ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題に対して支援

**住民同士や地元企業団体による支え合い活動の強化**  
 ◆35 地区を単位とした通いの場や支え合いなどの活動を支援  
 ・隣近所や仲間同士など様々な集まりのバックアップ  
 ≪具体例≫  
 ・ゴミ出しや雪かき、送迎、子どもの見守りなど地域の支え合い活動の支援  
 ・地元企業や民間団体、NPO などの参画促進  
 ≪事業例≫  
 ☆ フレイル予防事業  
 ☆ 地域自治支援交付金  
 ☆ 地域福祉活動推進事業交付金  
 ☆ 商業や農業における中間的就労  
 ☆ 空き家活用などによる子ども食堂、コミュニティカフェ など





(※) 地域づくりに向けた支援

【高齢者】	地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業
【障がい者】	地域活動支援センター事業
【子ども】	地域子育て支援拠点事業
【生活困窮】	生活困窮者の共助の基盤づくり事業
【松本市】	福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」「支え合いの関係」など

既存分野で対応や連携ができるものは従来の対応・連携により支援

# 重層的支援体制整備事業の概要（案）

○これまで市民相談課を中心にワンストップ型の総合相談窓口体制を進めてきたが、一カ所の窓口では、広い市域をカバーすることに限界がある。



○地区担当保健師の駐在化を進め、福祉分野職員の調整役とすることで、住民にとって最も身近で敷居の低い相談窓口（地域づくりセンター、地区福祉ひろばなど）を初期相談におけるワンストップ窓口と位置づけできる。

○「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの複合した課題に対応するため、縦割りの制度に横串を通し、課題の整理や調整を行う機能が必要だが、調整者が明確でない。



○多機関協働事業（調整部署の明確化）等に取り組みとともに、一括交付金を活用することで、制度や分野を超えた連携体制「組織として断らない相談及び支援体制」が構築できる。

(※) 地域づくりに向けた支援事業

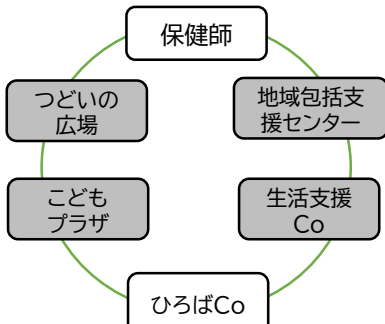
【高齢者】	地域介護予防活動支援事業 (高齢福祉課) 生活支援体制整備事業 (高齢福祉課)
【障がい者】	地域活動支援センター事業 (障がい福祉課、こども福祉課)
【子ども】	地域子育て支援拠点事業 (こども育成課)
【生活困窮】	生活困窮者のための地域づくり事業 (市民相談課)
【松本市独自】	福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」「支え合いの関係」など (地域づくりセンター体制)

## 福祉分野における地域づくりセンターの体制強化

◎地区担当保健師の駐在化を拡大

⇒子どもから高齢者まで全世代の初期相談及び35地区の母子保健コーディネーターとして担当。

あわせて地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーターなど地区担当職員の調整役となる。



相談者  
民生委員等

## ◆相談支援事業（既存）

高齢者分野（高齢福祉課）  
地域包括支援センター運営  
(包括支援センター)

障がい者分野  
(障がい福祉課、こども福祉課)  
障害者相談支援事業  
(相談支援事業、基幹相談支援センター)

子ども・子育て分野  
(こども育成課、保育課、健康づくり課)  
利用者支援事業  
(子育て・保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーター)

生活困窮分野  
(市民相談課)  
生活困窮者自立相談支援事業  
(まいさぼ松本)

健康福祉、子ども・子育て（既存）  
(母子・父子・寡婦相談、あるがキッズ相談、要保護児童相談、青少年相談、こころの鈴いのちのきずな、精神保健相談等・・・)

その他相談窓口（庁内外）（既存）  
(市民相談課、地域づくりセンター、社協、ハローワーク、シルバー人材センター、保護観察所、生涯現役促進事業、水道、住居確保、税関係、警察など)

複雑化・複合化した課題

ケース会議等（必要に応じて各分野で連携）

## ◆多機関協働事業（新規）

制度の狭間にある課題や複雑化・複合化した課題等の調整機能

◆地域づくりに向けた支援事業(※)  
(既存 既存分野が連携強化)  
①公的制度の分野を超えた連携  
②地域におけるインフォーマル支援  
(通いの場・支え合いの関係づくり)  
⇒ひろばを中心に35地区で既に実施  
⇒全世代・全対象へ拡大する。

◆参加支援事業  
(新規 既存分野が連携し対応)  
・公的制度の活用  
・地域の見守り・インフォーマルな支援のマッチング等

◆アウトリーチ事業  
(新規 既存分野が連携し対応)  
・訪問等による継続的な伴走支援

重層的支援会議・支援方針協議・支援状況確認等

支援状況等確認

※この部分の事業にかかる経費（既存分と新規分）の補助金等が一体化

## 諮問事項

「重層的支援体制の構築に係る  
多機関協働及び生活支援のあり方について」

### 1 多機関協働のあり方について

(1) 皆様が普段、活動されている中で見聞きする複雑化・複合した困難な事例とは、どのようなものがありますか。

(複雑化・複合化した困難な事例とは、高齢者だけでなく、障がい、生活困窮、子どもの問題等が重複しており、一つの部署だけで解決するのが難しいと思われる事例をいいます。)

《例》

ア 高齢者と長い間自宅に引きこもっている子（いわゆる8050）の世帯で、高齢者の介護が必要となり、経済的に困窮するケース

イ 介護が必要となった高齢者に、精神障がいや発達障がい疑われる子どもなどの家族がいるが、支援につながっておらず、子どもが介護のキーパーソンになれないケース

ウ 65歳以上の障がい者と学生の孫だけの世帯で、孫が介護をしているなど（いわゆるヤングケアラー）、不登校の傾向があるケース

(2) こうしたケースには、どのような支援や連携が必要でしょうか。

(例えば、定期的な専門職の会議、弁護士、学校や児童相談所など外部機関との定期的な会議等)

### 2 生活支援のあり方

これまでの松本らしさを基盤として、コロナ禍による社会の変化等を踏まえ、身近な地域における健康づくりや見守り、ちょっとした困りごとを支援する「集いの場」や「支え合いの関係づくり」をどのように進めたらよろしいでしょうか。

(1) 皆様が普段、地域の支え合い活動などを行っている中で、課題と感じていることは、どのようなものがありますか。

《例》

ア ボランティアが高齢化している。

イ 新しい参加者がなかなか増えない。

ウ コロナ禍で集いの場を開きにくい。

(2) それらの課題は、どうしたら解決できるでしょうか。

(地域でできること、行政からの支援が必要なこと、新たな連携や支援が必要なことなど)

(3) 高齢者に限らない「集いの場」「支え合い」を進めるために、どんなことが必要だと思いますか。

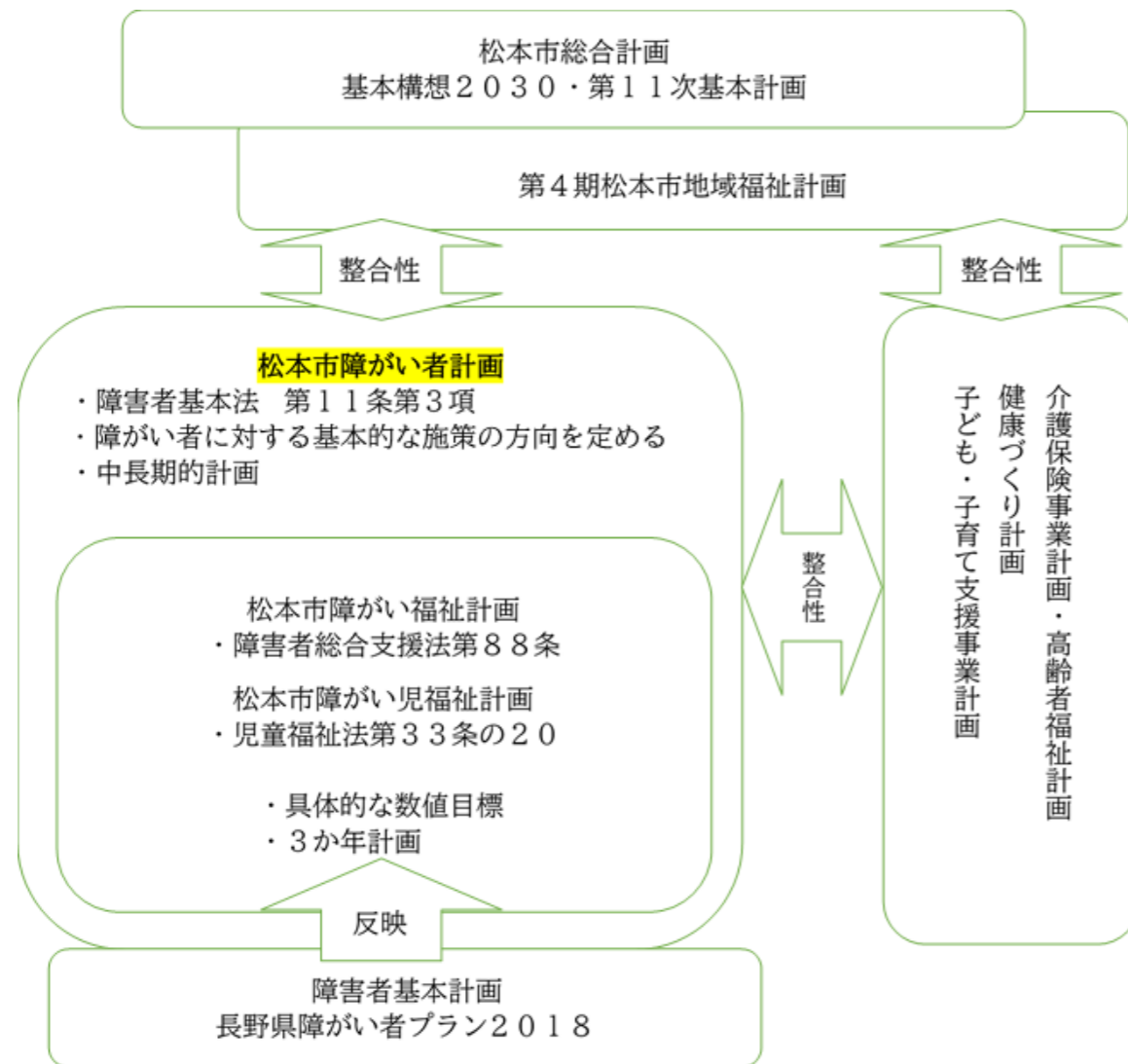
《これまでの松本らしさ》

住み慣れた地域において、共に支えあう地域社会の実現に向け、①地区や町会を単位に②公民館の「学び」を核として③地区福祉ひろばを拠点に地域福祉活動（住民のつながりづくり）を進めてきました。

## 第4次 松本市障がい者計画【概要版】

### 1 計画の位置付け、期間

「松本市障がい者計画」は、松本市の障がい者を支援するための基本的な方向性を定めるものです。具体的な取組みについては、「松本市障がい福祉計画」、「松本市障がい児福祉計画」で定めています。また、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン2018」を踏まえるとともに、「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」など他の関連する計画と整合性を図るものとしています。「第4次松本市障がい者計画」は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5か年計画です。ただし、国・県の動向により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。



### 2 基本理念

一人ひとりが尊重され 互いに支え合い  
認め合える共生のまち まつもと

### 3 基本目標

- ◇ 基本目標Ⅰ：障がいのある人に対する支援体制の整備
- ◇ 基本目標Ⅱ：障がいのある人の心豊かな暮らしの支援
- ◇ 基本目標Ⅲ：障がいのある人の就労及び地域活動の支援

### 4 重点施策

#### 重点施策1 包括的相談支援体制の整備

- ☆ 18歳、65歳といった制度の狭間においても切れ目のない相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族の複雑化・複合化した課題を解決できる分野を超えた一体的な相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族に身近な相談支援体制

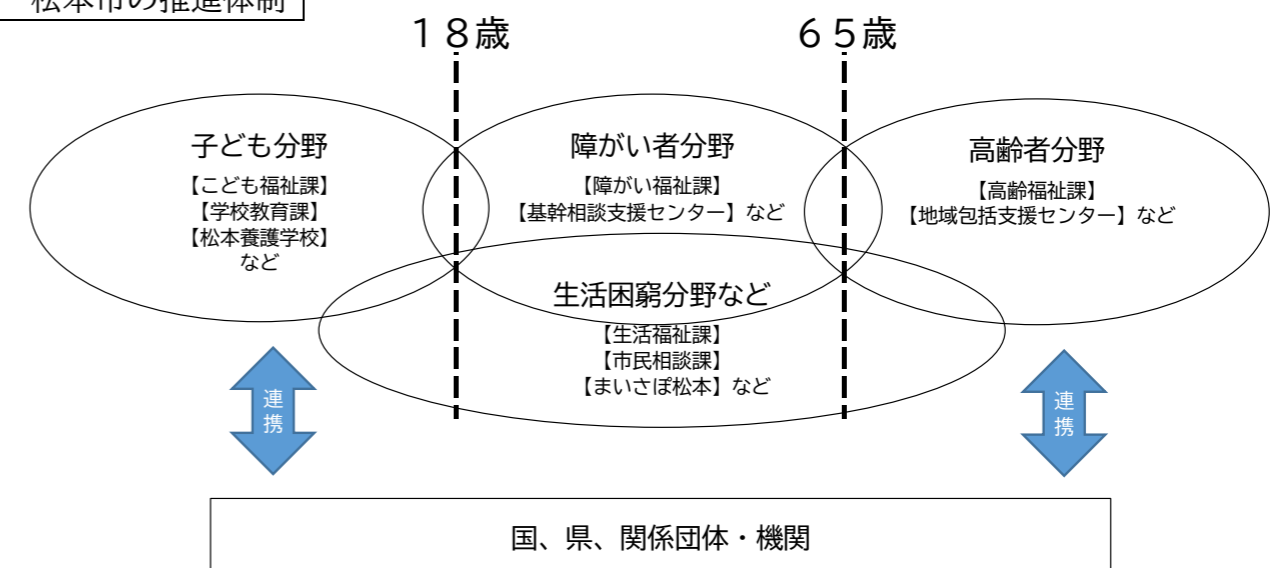
#### 重点施策2 重度障がい児（者）支援の充実

- ☆ 強度行動障がい、医療的ケアの必要な障がい児・者が利用できる事業所整備
- ☆ 重度障がいに対応できる福祉人材の育成と確保

#### 重点施策3 就労支援の充実

- ☆ 教育と福祉の連携による就労に向けた準備、学習する機会の創設
- ☆ 就労移行、定着を目指した就労支援体制の整備
- ☆ 就業機会の拡大や受注機会の確保

### 5 松本市の推進体制



基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組み	
一人ひとりが尊重され 互いに支え合い認め合える共生のまち まっもと	I 障がいのある人に対する支援体制の整備	1 包括的相談支援体制の整備(重点施策)	(1) 各種支援の一体的な実施	<b>地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築</b> <b>緊急時の支援</b> 多様な障がいの方への支援 生活困窮者自立支援事業 <b>ICTの活用 ※</b> <b>情報の共有と個人情報の保護</b> 障がい特性に配慮した情報提供 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築 日中活動の支援 <b>相談支援体制の整備</b> 計画相談支援事業の整備 福祉サービス等の情報提供の充実 <b>ピアサポート活動支援 ※</b> 障がいの発見からの適切な支援	
			(2) 相談支援体制の充実		
		2 重度障がい児(者)支援の充実(重点施策)	(1) 強度行動障がい・医療的ケア支援		重度訪問介護 重度障害者等包括支援 療養介護 施設入所支援 重度身体障害者日常生活用具給付事業
			(2) 教育・福祉分野と連携した受入環境整備		
	II 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援	3 地域における生活支援の推進	(1) 地域生活支援体制の整備	短期入所 生活介護 共同生活援助 訪問入浴 <b>強度行動障がい・医療的ケア支援</b> <b>強度行動障がい者住宅整備事業 ※</b> <b>重層的支援体制整備</b> 放課後等デイサービス事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 日中一時支援 身体障がい者住宅整備事業 <b>強度行動障がいに対応するための施設改修事業</b> 児童発達支援事業 居宅訪問型児童発達支援	
			(2) 住まいの場の整備		
			(3) 地域生活を目指す体験の機会の提供		
		4 障がい者理解の促進	(1) 虐待防止の徹底	地域移行支援 松本圏域障がい者相談支援センター事業 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 松本市あいサポーター研修 移動支援 <b>障害福祉サービスの質の向上</b> 地域定着支援 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 <b>ひとり暮らし体験事業</b> <b>災害時要援護者支援プラン推進事業</b>	
			(2) 差別解消と合理的配慮の促進		
			(3) 理解を深める機会の充実		
		5 意思決定の尊重	(1) 権利擁護の推進	啓発活動の推進 <b>合理的配慮の理解促進</b> 人権教育の推進 <b>成年後見制度利用促進</b> 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 声の広報発行事業 虐待の防止 身体障害者補助犬法の周知 <b>市職員に対する障がい者理解の周知・啓発</b>	
			(2) 手話通訳・要約筆記の充実		
		III 障がいのある人の就労及び地域活動の支援	6 就労支援の充実(重点施策)	(1) 就業機会の拡大と受注機会の確保	成年後見支援センター 点字広報発行事業 <b>就労機会確保事業</b> 障がい者雇用理解促進業務 松本市職員採用試験(障がい者枠) <b>一般就労者の就労支援業務</b> 就労継続支援事業所ネットワーク <b>就労支援体制の整備</b> 職場定着支援業務
				(2) 就学から就労への連携	
	(3) 就労支援の充実				
	7 学習・文化芸術活動等の参加		(1) 交流機会や場の推進	障がい者就労支援訓練事業 <b>重度障がい者等に対する通勤等支援業務 ※</b> 障がい者理解広報啓発業務(あいサポート運動) 障がい者優先調達の推進 <b>養護学校と連携した就労支援業務</b> 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 就労支援業務 福祉的就労から一般就労への移行推進 移動支援 <b>聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業</b> 長野県障がい者文化芸術祭作品展 障がい者スポーツ大会 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
			(2) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進		
			(3) 文化芸術活動への参加の促進		

※ピアサポーター活動支援・・・障がい者やその家族が互いの悩みを共有、情報交換のできる交流会活動を支援  
 ※ICTの活用・・・可能な限り来庁せず、だれでも簡単に申請や相談ができるよう、様々な手続きのオンライン化  
 ※強度行動障がい者住宅整備事業・・・強度行動障がい者が在宅で快適に過ごせるよう、また、介護している家族の負担軽減を図るため、住宅等の整備改善を行う費用を補助  
 ※重度障がい者等に対する通勤等支援業務・・・「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の研究